

2022年3月3日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年2月24日付にて、厚生労働省健康局健康課予防接種室より、別添の通り、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

※別紙1～4のリーフレットは容量が大きいため、下記のHPリンク先をご参照ください。

別紙1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901219.pdf>

別紙2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901220.pdf>

別紙3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901221.pdf>

別紙4 HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901222.pdf>

※ヒトパピローマウイルス感染症に係る厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html>

なお、詳細は、厚生労働省健康局健康課予防接種室 担当【飯村氏 電話：03-5253-1111（内2947）】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 高橋

Tel 03-3946-2121(内4260)

Fax 03-3942-6517

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 24 日

日本医学会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者又はその保護者（以下「接種対象者等」という。）への情報提供については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）における議論を踏まえ、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）に関するリーフレットの改訂が行われ、今般、別添のとおり都道府県、市町村及び特別区宛てに通知したところです。

別添の別紙 1 及び別紙 2 は、接種対象者等が、接種を検討・判断する場合や、接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんや、HPVワクチンの有効性・安全性に関する情報等を知っていただくことを目的としております。

また、別添の別紙 3 は、接種対象者等が、接種後の留意点等について理解していただくこと、別紙 4 は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る医療従事者が、接種対象者等及び接種を希望する者へ適切な対応をしていただくことを目的としております。

つきましては、貴会加盟分科会所属会員への周知について特段の御配意をいただきますよう宜しくお願いいたします。

（別添）都道府県、市町村及び特別区衛生主管部（局）宛事務連絡

（別紙内訳）

- 別紙 1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
- 別紙 2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
- 別紙 3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット
- 別紙 4 HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

（参考）

リーフレット掲載：厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資材」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekakaku-kansenshou19/leaflet.html>